

短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業は、介護保険法、老人保健法、健康保険法等の理念に基づき、病気や高齢などにより、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者sの人格に十分配慮し、心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう援助・支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 短期入所生活介護事業者は事業所を、他の事業から独立して位置づけ、人事、財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

2. 事業の実施に当たっては、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホーム「あじさいの里」
- (2) 事業所の所在地 新潟県南蒲原郡田上町大字田上字横山丙 2987 番地 1

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者 1人
 - ・事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
 - ・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう、統括する。
- (2) 医 師 1人
 - ・医師の資格を有する者とする。
 - ・医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な処置をとる。
- (3) 生活相談員 1人以上
 - ・社会福祉主事又は社会福祉士の資格を有する者
 - ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、又はその家族に対して、相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行う。
- (4) 看護職員(機能訓練指導員と兼務) 1人以上

- ・看護師、看護士、准看護師若しくは准看護士の資格を有する者
- ・看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意とともに、健康保持のための適切な処置をとる。

(5) 栄養士 1人以上

- ・栄養士の資格を有する者
- ・利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮するとともに、適切な時間に行い、又、出来るだけ離床して食堂で行い利用者の自立の支援に配慮する。

(6) 機能訓練指導員（看護師と兼務） 1人以上

- ・理学療法士（看護師）の資格を有する者
- ・機能訓練指導にあたっては、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能、改善又は維持のための機能訓練を行う。

(7) 介護職員 4人以上

- ・介護福祉士及び短期入所生活介護に対し理解と熱意のある者とする。
- ・介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って介護し援助する。

(8) 運転手兼介助員 1人以上

- ・自動車大型運転免許を有し、短期入所生活介護に対し理解と熱意のある者
- ・短期入所生活介護者の送迎と入所生活介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 = 通年
- (2) 営業時間 24時間体制とする。

(利用の定員)

第6条 短期入所生活介護事業の定員は 10人とする。

(短期入所生活介護事業の内容)

第7条 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施する。
なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。
- (2) 排泄介護は、利用者の心身の状況や排泄状況などを基に、自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄介助等について適切な方法により実施するものとする。
利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、利用者の排泄状況を踏まえて実施する。
- (3) 日常生活においては、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の

世話を適切に行う。

- (4) 食事は、利用者の心身の状況、嗜好に応じて適切な栄養量及び内容の食事を提供する。
- (5) 送迎においては、安全運転と親切介助に努め、効率的かつ迅速な送迎にあたる。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎事業を実施する地域は、次のとおりとする。

加茂市、新潟市(旧白根市、旧小須戸町)、田上町

(利用料その他の費用の額)

第9条 サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、サービスが法定代理受領サービスである場合には、法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。

2. 保険対処外費用については次のとおりとする。

(1) 食 費 = 朝 食 417 円 ・ 昼 食 = 544 円 ・ 夕 食 = 544 円

その他利用者の食事として要した費用の実費(酒、つまみ、出前等)

(2) 居住費(滞在費) = 多床室(4人部屋・2人部屋) 1日 915 円

個室(1人部屋) 1日 1,231 円

(3) 理容サービス = 1回(カット・顔剃り) 3,000 円

(4) 日常生活品の購入代行サービス = 購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費

(5) 日用品費 = 実費

(6) 送迎費 = 通常の実施対象地域(田上町・旧小須戸町・旧白根市)の境界地点から以遠
1Km以上毎に 10 円加算

その他の利用料については、「短期入所生活介護」重要事項説明書記載のとおり。

3. 前第1項及び第2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
4. そのほか、新たに費用の徴収が必要となった場合や変更となった場合などは、その都度利用者又は、その家族に対し説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

1. サービスの利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。
2. 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。
3. サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。
4. サービス利用日の朝、体温を測定し、その結果をサービス利用に先立って担当職員へ報告すること。
5. サービス利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
6. サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。

(緊急時の対処方法)

第 11 条 短期入所生活介護事業の従業員は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医又は、あらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第 12 条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を

図り、入所者(利用者)の安全に対して万全を期さなければならない。

前項の実施について、少なくとも年 2 回以上の避難訓練を実施することとする。

(地域との連携)

第 13 条 指定短期入所生活介護の事業の運営にあたっては、地域住民又は、その自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めることとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について介護員等に周知徹底を図る。
 - (3) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
 - (6) (1)～(5)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者及び養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第 15 条 事業者は、感染症や非常時災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2. 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び、まん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及び、まん延防止のための研修及び、訓練を定期的に実施すること。

(苦情処理等)

第 17 条 事業所は、提供したサービスに対する利用者又は、その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3. 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保健団体連合会(以下「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
4. 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

第 18 条 従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を洩らしてはならない。

2. 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
3. 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を利用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(従業者の研修)

第 19 条 事業者は、全ての従業者に対し、従業者の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内に実施
- (2) 継続研修 年 2 回以上実施
2. 事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 20 条 事業者は、利用者に対する介護サービス等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (2) 利用者に関する田上町、その他関係市区町村への報告等の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に呈する処置状況の記録

2. 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。

附 則 平成 12 年 4 月 1 日 施 行
平成 15 年 4 月 1 日 施 行
平成 17 年 10 月 1 日 改 正
平成 27 年 4 月 1 日 改 正
平成 31 年 10 月 1 日 改 正
令和 2 年 4 月 1 日 改 正
令和 3 年 8 月 1 日 改 正
令和 4 年 7 月 1 日 改 正
令和 5 年 7 月 1 日 改 正
令和 6 年 4 月 1 日 改 正
令和 6 年 8 月 1 日 改 正